

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

- ・企業間の連携として、協力業者様との月に一度の会議・社内レクリエーション・コミュニケーションアプリを通じて日々の情報共有・職人の方が現場へ集中できるよう必要書類の代行提出・新規資格取得情報の周知を実地。
- ・当社で取り扱う品物を独自の発想で改良し【材料費削減・従来と変わらぬ強度で軽量化・軽量化による制作性の向上・建築物への負担軽減・現場取付時の人員削減・運搬コストの削減】を実現し、福井県県産品の認定・特許を取得。
- ・健康経営に関する取組として、建設現場の職人では難しいとされている週休二日制に切り替え土日祝日を休みとし、現場の都合により休日出勤になった場合は必ず1週間以内に代休を取らす事。
- ・有給休暇は風邪などの急な体調不良による当日欠勤でも使用可能。
有給があっても現場の遂行が優先になり使いづらい、土日祝日と休みが多いと給与が減ってしまうとの現状を変えるべく、休日や大型連休であっても有給使用を可能とし、従業員が生活面を気にせずリフレッシュできる環境を整えることを実地。
- ・建設業界への印象を明るいものへ変え、人員不足の解消を図る一環として、SNSを利用しつつも、頻繁に更新することを徹底。

①価格決定方法

- ・不合理な原価低減要請を行いません。
- ・取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。
- ・「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。

- ・ 原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。
- ・ 取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

約束手形の利用廃止に向けて、協力業者様への支払いは現金一括払いに移行済み

2025 年 3 月 19 日

株式会社松本板金工作所

代表取締役 松本卓也

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・ 本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・ 主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。